

集荷円滑化対策実施要領

	平成16年4月1日付け15総食第828号
一部改正	平成18年4月17日付け17総食第1215号
一部改正	平成19年1月23日付け18総食第977号
一部改正	平成19年3月30日付け18総食第1345号
一部改正	平成20年8月8日付け20総食第362号
一部改正	平成23年8月31日付け23総合1115号
一部改正	平成27年9月30日付け27総合1842号
一部改正	平成31年3月27日付け30総合1939号-1

総 合 食 料 局 長 通 知

第1 対策の実施

1 加入契約等

- (1) 集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1のアの農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が別に定める加入契約は、拠出金の納付、無利子資金の貸付け・償還、助成金の交付・返還及び契約の解除に関する事項その他契約の適切かつ円滑な履行のために必要な事項を定め、無利子貸付けを受けようとする米穀の生産年の6月15日までに行うものとする。
- (2) 要綱第4の1のイの政策統括官が別に定める生産者加入契約は、拠出金の納付、無利子資金の貸付け・償還、助成金の交付・返還及び契約の解除に関する事項その他契約の適切かつ円滑な履行のために必要な事項を定め、無利子貸付を受けようとする生産年の6月15日までに行うものとする。
- (3) 契約方針作成者（要綱第4の3に定める契約方針作成者をいう。以下同じ。）は、契約生産者（同要綱第4の2の（2）に定める契約生産者をいう。以下同じ。）ごとに別紙様式第1号により、加入契約者台帳を整備するとともに、加入契約者台帳の内容については、適宜見直しを行うものとする。加入契約者台帳の整備に当たっては、地域水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（1）の地域水田農業推進協議会をいう。以下「地域協議会」という。）から契約生産者の米の生産調整の実施状況の確認結果等本対策の実施に必要な情報の提供を受けることができるものとする。
- (4) 契約方針作成者は、要綱第4の1の直接加入又は団体加入の解除を米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）に申し込むことができるものとし、機構は、契約方針作成者から直接加入又は団体加入の解除の申込みがあったときは、これに応じるものとする。

2 生産者拠出金

- (1) 要綱第4の2の（1）の政策統括官が別に定める生産者拠出金の算出は、事業

加入者（同要綱第3の1に定める事業加入者をいう。以下同じ。）ごとの主食用等水稲作付面積（水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）第2の5の主食用等水稲作付面積をいう。以下同じ。）に、機構が別に定める抛出単価を乗じて行うものとする。

(2) (1)の生産者抛出金の算出において、主食用等水稲作付面積であっても、災害等により水田機能が喪失した場合その他当該ほ場から生産された要綱第4の3の豊作による過剰米が国内主食用米等の需給に影響を与えるおそれがないと地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ）が認める場合は、当該ほ場の面積を控除できるものとする。

(3) (2)の控除を行おうとする契約方針作成者は、(5)に規定する生産者抛出金の納付期限までに別紙様式第2-1号により地方農政局長等に対して申請するものとする。

なお、申請に当たっては、都道府県庁所在地等に駐在する地方参事官（以下「地方参事官」という。）を経由して行うことができる。

(4) 抛出面積はアール単位で算出し、0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

(5) 機構に対する生産者抛出金の納付は、毎年9月10日までに行うものとする。

(6) (5)の期限までに生産者抛出金を納付した契約方針作成者は、別紙様式第3号により生産者抛出金の抛出状況について、機構に対して、報告するものとする。要綱第4の1の団体加入の場合、契約方針作成者は、契約生産者ごとの抛出状況について記載した1の(3)の加入契約者台帳を添付して、機構に報告するものとする。

機構は、地方農政局長等を通じて、事業加入者が米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知。以下「生産調整要領」という。）別紙5の第2に基づき水稲生産実施計画書を提出した地域協議会の長に対して、当該事業加入者の抛出状況を報告するものとする。

なお、報告に当たっては、電磁的記録（磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。以下同じ。）も併せて活用することにより、円滑に事務が進むよう配慮することとする。

(7) 契約方針作成者は、主食用等水稲作付面積であっても、(5)の期限後から生産年の翌年1月末日までの間において、当該ほ場が次のいずれかに該当する場合、以下の面積に2の(1)の抛出単価を乗じた金額に相当する生産者抛出金の返還を機構に対して申請することができるものとする。

この場合、返還を申請しようとする契約方針作成者は、機構への申請前に別紙様式第2-2号の正1通及び写し1通を地方農政局長等へ提出し、確認を受けるものとする。

なお、提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、

正1通を申請者に通知するものとする。

ア 災害等により水田機能が喪失した場合、水田機能を喪失したことが確認された面積

イ 水稲種子（水稲種子、水稲準種子及び種子用途として使用する水稲うるち・もち・醸造用もみであって種子消毒等により主食用等として流通しないことが確認されたものをいう。以下同じ。）を生産している場合、次式により算出される面積

当該水稲種子の数量 × 100 / 農林水産統計の10月15日現在における地域の作況指数 ÷ 事業加入者単収

(注1) 地域の作況指数は、事業加入者の住所に係る地域の作柄表示地帯別の作況指数をいう。以下同じ。

(注2) 事業加入者単収は、生産数量目標を生産数量目標の面積換算値で除したものをいう。以下同じ。

(注3) 生産数量目標及び生産数量目標の面積換算値は、生産調整要領第2の4の生産数量目標及び生産数量目標の面積換算値（同要領別紙2の第1の規定により補正を行った場合は、同第2に規定する補正後の生産数量目標及び生産数量目標の面積換算値）をいう。以下同じ。

(8) 機構は(7)の申請内容について生産者拠出金の返還が適当であるか審査を行い、適当であると認めた場合には、当該申請を行った契約方針作成者に対し、生産者拠出金の返還を行うものとする。

(9) 機構は、1の(4)により直接加入又は団体加入を解除する場合においても、生産者拠出金は返還しないものとする。

3 豊作による過剰米数量の算出等

(1) 要綱第4の3の政策統括官が別に定める豊作による過剰米数量の算出は、次式によるものとする。

豊作による過剰米数量

$$\begin{aligned} &= \text{主食用等水稲作付面積} \times \text{事業加入者単収} \\ &\quad \times \text{農林水産統計の10月15日現在における地域の作況指数} / 100 \\ &\quad - \text{生産数量目標} \end{aligned}$$

なお、計算の結果、豊作による過剰米数量 ≤ 0 の場合は、豊作による過剰米数量 = 0 とする。

(2) (1)の算出において、2の(2)の控除を行う場合は、主食用等水稲作付面積から当該控除面積を差し引くとともに、生産数量目標から当該控除面積に事業加入者単収を乗じた数量を差し引いて算出するものとする。

(3) 契約生産者に対する(1)の豊作による過剰米数量の通知は、地域における出荷時期を踏まえ、適切な時期に行うこととする。

なお、出荷時期が農林水産統計の10月15日現在作況指数の公表前である場合等、必要があるときは、契約方針作成者は、農林水産統計による作柄情報等を踏まえ、地域の作況指数を見込むとともに、豊作による過剰米見込み数量を算出し、契約生産者に対して通知することができるものとする。

(4) (3)において、地域の作況指数を見込む場合においては、契約方針作成者は米政策改革基本要綱(平成15年7月4日付け15総食第1604号農林水産事務次官命通知)第Ⅱ部第1の2の(1)のイに定める都道府県段階における第三者機関的組織、行政機関等の意見を聞くことができるものとする。

(5) (1)、(7)及び4の(10)から(12)までの数量は、kg単位で算出し、小数点第一位を四捨五入の方法により端数を整理するか、30kg換算個によって算出し、小数点第一位を四捨五入の方法により端数を整理するものとする。

(6) 豊作による過剰米数量を算出する単位は、契約方針作成者ごとに同一の単位を用いることとし、直接加入又は団体加入に係る加入契約において定めるものとする。

(7) 契約方針作成者は、主食用等水稻作付面積であっても、当該ほ場が次のいずれかに該当する場合、契約生産者の豊作による過剰米数量から以下の数量を控除することができるものとする。この場合、契約方針作成者は、生産年の翌年の1月末日までに地方農政局長等に対して報告するものとする。

なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

ア 当該ほ場において農作物共済の損害高等を基に、契約生産者の減収量が確認できる場合、当該減収量

イ 当該ほ場において契約生産者が生産した水稻種子について、収穫後に行う種子消毒等により国内主食米用等に影響を及ぼすおそれがないことが確実であることを地方農政局長等が認める場合、次式により算定される数量

当該水稻種子の数量 - 当該水稻種子の数量 × 100 / 農林水産統計の10月15日現在の地域の作況指数

ウ 災害等により水田機能が喪失した場合、次式により算定される数量

水田機能を喪失したことが確認された面積 × 事業加入者単収
× (農林水産統計の10月15日現在における地域の作況指数 / 100 - 1)

なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

(8) 契約方針作成者は、契約生産者間において、関係者の合意の下に、豊作による過剰米数量を調整することができるものとする。

(9) 同一県内の契約方針作成者間において、関係者の合意の下に、豊作による過剰米数量を調整することができるものとする。

4 過剰米短期融資事業

(1) 要綱第4の4の(1)のアの政策統括官が別に定める期間は、原則として、生

産年の10月末日から生産年の翌年の10月末日までとする。

(2) 要綱第4の4の(1)のイの政策統括官が別に定める期間は、生産年の翌年の10月末日から11月末日までとする。

(3) 要綱第4の4の(1)のエの政策統括官が別に定める自主確認は、次により行うものとする。

共同乾燥調製施設等において貯蔵されているもみについて、無利子資金の貸付けを受けようとする契約方針作成者は、(7)の貸付けの申請までに、農産物検査員(農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項第1号に規定する者をいう。以下同じ。)を配置し、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認を行うものとする。

(4) 要綱第4の4の(1)のエの政策統括官が別に定めるものは、次に掲げる種類のいずれかに該当するものとする。

ア (3)に定める自主確認の結果、当該ばらもみから生産される玄米の相当等級が農産物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。)第1の2の(3)のハの(イ)に規定する3等以上である水稻うるちもみ又は水稻もちもみ

イ 農産物検査法第3条に規定する品位等検査(以下「品位等検査」という。)の結果、規格規程第1の2の(3)のハの(イ)に規定する3等以上の品位に格付けされた水稻うるち玄米又は水稻もち玄米

ウ 品位等検査の結果、規格規程第1の2の(3)のハの(ハ)に規定する3等以上の品位に格付けされた醸造用玄米

(5) 要綱第4の4の(1)のオの政策統括官が別に定める米穀は、生産調整要領第3の1に定める加工用米及び同要領第3の2に定める新規需要米とする。

(6) 要綱第4の4の(1)の貸付対象米穀の数量は、玄米換算数量によるものとする。

(7) 契約方針作成者は、別紙様式第4号により、要綱第4の4の(2)の政策統括官が別に定める機構に対する貸付けの申請を行うものとする。

団体加入の場合、契約方針作成者は契約生産者の貸付申請数量をとりまとめ、貸付けの申請を行うものとする。

契約方針作成者は、機構から加入契約者台帳の写し又は当該台帳の内容に係る電磁的記録の提出を求められた場合には、必要事項を記載し、機構に対して提出するものとする。

無利子資金の貸付けを申請しようとする契約方針作成者は、機構への申請前に、別紙様式第4号の正1通及び写し1通を地方農政局長等へ提出し、確認を受けるものとする。

なお、提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、正1通を申請者に通知するものとする。

(8) (7)の機構に対する貸付申請は、要綱第4の4の(1)のアの出来秋区分出荷米穀に係るものについては、原則として、貸付対象米穀の生産年の翌年1月末

日までに、要綱第4の4の(1)のイの追加区分出荷米穀に係るものについては生産年の翌年11月末日までに行うものとする。

- (9) 機構は、(8)の申請内容について、貸付けを行うことが適当であるか審査を行い、適当であると認めた場合には、別紙様式第5号により貸付決定通知書を当該申請を行った契約方針作成者に対して交付するものとする。
- (10) 要綱第4の4の(3)の政策統括官が別に定める上限数量は、機構が生産年の翌年の10月末日までに次式により都道府県別に算出するものとする。

当該都道府県の水稲の収穫量 × (農林水産統計の10月15日現在における当該都道府県の作況指数/100 - 1) - 当該都道府県の契約方針作成者の出来秋区分出荷米穀の数量の計

当該都道府県の水稲の収穫量

= 農林水産統計の10月15日現在における当該都道府県の水稲の作付面積
× 農林水産統計の10アールあたり平年収量

- (11) (10)の都道府県別の上限数量について、全国出荷団体(要綱第2に規定する全国出荷団体をいう。以下同じ。)から機構に対し、生産年の翌年の10月15日までに申出があった場合には、機構は、上限数量を次式により算出された数量に置き換えるものとする。

当該都道府県を管轄する地方農政局等(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政局等」という。)を一の単位とする区域(以下「ブロック」という。)における(10)の都道府県別の上限数量の計 × 当該ブロックにおける(10)の当該都道府県の水稲の収穫量のシェア

- (12) 要綱第4の4の(3)の政策統括官が別に定める貸付申請数量の削減方法は、要綱第4の4の(3)の契約方針作成者の貸付申請数量を都道府県別に合算した数量に対する(10)又は(11)の都道府県別の上限数量の割合を、契約方針作成者ごとの貸付申請数量に乗じることにより算出するものとする。

- (13) 要綱第4の4の(4)の政策統括官が別に定める機構から契約方針作成者に対する貸付額は、貸付申請のあった貸付対象米穀の数量(要綱第4の4の(3)により削減された貸付申請数量にあっては、削減後の数量をいう。)に、機構が別に定める貸付単価を乗じて得た額とする。

貸付単価については、要綱第3の1の過剰米対策資金の運用状況を踏まえ、機構において、毎年適正な単価を設定するものとする。

- (14) 契約方針作成者は、無利子資金の貸付けを受けたときは、別紙様式第6号により過剰米短期融資貸付金借用証を機構に提出しなければならない。
- (15) 要綱第4の4の(5)の政策統括官が別に定める機構に対する貸付金の償還は、貸付対象米穀の生産年の翌々年1月10日までに行うものとする。
- (16) (15)の期日までに貸付対象米穀を販売した場合は、販売後直近の地方農政局

長等による貸付対象米穀の要綱第3の1の区分保管を行っている米穀の数量等の確認（以下「現地確認」という。）を受けた後、対応する償還日までに、販売米穀に対する貸付金を機構に償還するものとする。

現地確認を受けた契約方針作成者は、加入契約者台帳に現地確認の結果、貸付金の償還等の必要事項について記載し、償還日までに機構に報告するものとする。

(17) (16) の現地確認に当たって、契約方針作成者は、地方農政局長等に対して、下表の現地確認の基準日までに、文書又は口頭により職員の派遣を依頼するものとする。

なお、依頼に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

依頼を受けた地方農政局長等は、確認期間に職員を差し向け現地確認を行うものとする。

現地確認の基準日	確認期間	償還日
生産年の翌年の3月末日	基準日から30日以内	生産年の翌年の5月10日
生産年の翌年の6月末日	基準日から60日以内	生産年の翌年の9月10日
生産年の翌年の10月末日	基準日から60日以内	生産年の翌々年の1月10日

(18) 要綱第4の4の(6)の政策統括官が別に定める現物弁済により償還を行う場合、契約方針作成者は、生産年の翌年の10月末日を基準日とする地方農政局長等の現地確認を受け、別紙様式第7号により、機構に対して、現物弁済の申請を行うものとする。

現物弁済を申請しようとする契約方針作成者は、機構への申請前に、別紙様式第7号の正1通及び写し1通を地方農政局長等へ提出し、確認を受けるものとする。

なお、提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、正1通を申請者に通知するものとする。

(19) 現物弁済の対象となる米穀は、(18)の現地確認を行う時点において、玄米として、貸付対象米穀の要件を満たしているものに限る。

(20) 機構は、(18)の申請内容について、現物弁済が適当であるか審査を行い、適当であると認めた場合には、別紙様式第8号により、引渡しを受けたことを証する現品領収証（以下「現品領収証」という。）を発行し、当該申請を行った契約方針作成者に交付するものとする。

5 過剰米短期融資円滑化事業

- (1) 要綱第4の5の(1)のイ又はウの用途に対し、貸付対象米穀を供しようとする契約方針作成者は、別紙様式第9号により、当該用途へ供することが国内主食用米等の需給に影響を与えないことについて、当該用途へ供する前に、地方農政局長等に申請し、認定を受けるものとする。申請の期限は、貸付対象米穀の生産年の翌年の10月末日までとする。

なお、申請に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

契約方針作成者は、地方農政局長等から認定に必要な資料の提出を求められた場合には、地方農政局長等に対して当該資料を提出するものとする。

なお、提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

- (2) 要綱第4の5の(3)の助成金の交付申請は、別紙様式第10号により行うものとする。団体加入の場合、契約方針作成者は契約生産者の本事業の対象となる米穀に係る申請数量を取りまとめ、申請を行うものとする。

契約方針作成者は、機構から加入契約者台帳の写し又は当該台帳の内容に係る電磁的記録の提出を求められた場合、必要事項を記載し、機構に対して提出するものとする。

- (3) (2)の助成金の交付を申請しようとする契約方針作成者は、機構への交付申請前に、別紙様式第10号の正1通及び写し1通を地方農政局長等へ提出し、確認を受けるものとする。

なお、提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、正1通を申請者に通知するものとする。

(1)の認定を受け、要綱第4の5の(1)のイ又はウの用途に貸付対象米穀を供した又は供することが确实と見込まれる場合は、地方農政局長等の確認を受け、販売契約書、売渡伝票等の当該用途に供されたこと又は供することが确实であることが確認できる資料を地方農政局長等に対し提出するものとする。

なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

- (4) (2)の機構に対する助成金の交付申請は、契約方針作成者が貸付けを受けた米穀のすべてについて、4の(16)の貸付金の償還を行った後、速やかに行うものとし、当該米穀の生産年の翌々年1月15日までとする。

- (5) 要綱第4の5の(4)の交付決定は、助成金の交付申請内容について審査の上、適当であると認めた場合、速やかに行うものとし、別紙様式第11号により契約方針作成者に交付決定を通知するものとする。

- (6) 要綱第4の5の(5)の事業の実績報告は、別紙様式第12号により行うものとする。

- (7) (6)の事業の実績報告をしようとする契約方針作成者は、機構への実績報告前に、別紙様式第12号の正1通及び写し1通を地方農政局長等へ提出し、確認を受けるものとする。

なお、提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、正1通を申請者に通知するものとする。

- (8) 要綱第4の5の(8)の資金の取崩しに係る申請は、別紙様式第13号により行うものとする。
- (9) 要綱第4の5の(9)の資金の取崩しに係る実績報告は、助成対象経費に係る証拠書類等を付して、別紙様式第14号により行うものとする。
- (10) 機構は、要綱第4の5の(7)に基づき、現物弁済された米穀を処理した場合において、当該米穀が要綱第4の5の(1)のイ又はウに供されたことを確認するため、その製品製造工場等への立会いを行うとともに、当該米穀を買い受けた者等に対し、帳簿書類の整備及び一定期間ごとに当該米穀の使用状況報告を求めるものとする。

この結果、現物弁済された米穀が上記以外の用途に供されるおそれがあると認めるときは、地方農政局長等に対し、書面により、その具体的な事実を摘示することができるものとする。

- (11) 地方農政局長等は、機構から(10)の摘示がなされた場合には、現物弁済された米穀が要綱第4の5の(1)のイ又はウの用途に供されたことを確認するため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第52条の規定に基づき、機構から当該米穀を買い受けた者等に対し、当該米穀の使用状況について報告させ、又はその者の製品製造工場等への立会い若しくは在庫確認等を実施し、その者の業務及び経理の状況、帳簿書類その他の物件の調査を行うことができるものとする。

6. 集荷奨励事業

- (1) 要綱第4の6の(3)の助成金の交付申請は別紙様式第15号により行うものとする。団体加入の場合、要綱第4の6の(1)の契約出荷団体は、契約生産者の本事業の対象となる米穀に係る申請数量を取りまとめ、申請を行うものとする。

契約出荷団体は、要綱第2の全国出荷団体から加入契約者台帳の写し又は当該台帳の内容に係る電磁的記録の提出を求められた場合、必要事項を記載し、全国出荷団体に対して提出するものとする。

- (2) (1)の助成金の交付を申請しようとする契約出荷団体は、全国出荷団体への交付申請前に、別紙様式第15号の正1通及び写し1通を地方農政局長等へ提出し、確認を受けるものとする。

なお、提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、正1通を申請者に通知するものとする。

- (3) (1)の全国出荷団体に対する助成金の交付申請は、契約出荷団体が貸付けを受けた米穀のすべてについて、4の(15)の貸付金の償還を行った後、速やかに行うものとし、当該米穀の生産年の翌々年1月15日までとする。
- (4) 要綱第4の6の(4)の交付決定は、助成金の交付申請内容について審査の上、適当であると認めた場合、速やかに行うものとし、別紙様式第16号により契約出

荷団体に交付決定を通知するものとする。

(5) 要綱第4の6の(5)の事業の実績報告は、別紙様式第17号によるものとする。

(6) (5)の事業の実績報告をしようとする契約出荷団体は、全国出荷団体への実績報告前に、別紙様式第17号の正1通及び写し1通を地方農政局長等へ提出し、確認を受けるものとする。

なお、提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等はその内容が適当と認められる場合は、当該様式に記名押印し、正1通を申請者に通知するものとする。

第2 過剰米対策資金の管理

要綱第5の2の(2)の政策統括官が別に定める果実の取扱いについては、本対策の実施に要する事務費及び管理費に充てることができるものとする。なお、過剰米短期融資円滑化資金より生じる果実を使用する場合には、機構はあらかじめ、政策統括官に協議するものとする。

第3 国の助成等

1 政府貸付金の貸付け

要綱第6の1の(1)の政府貸付金の貸付手続は次に掲げるとおりとする。

(1) 機構は、政府貸付金の貸付けを受けようとするときは、別紙様式第18号により政府貸付金の貸付申請を行うものとする。

(2) 政策統括官は、機構から貸付申請があった場合、当該申請に係る書類等の審査等を行い、貸付けすべきものと認めたときは、遅滞なく、機構に対して、別紙様式第19号により政府貸付金の貸付決定を行うものとする。

(3) 機構は、(2)の貸付決定に基づき政府貸付金の交付を受けようとする場合は、別紙様式第20号により政策統括官に政府貸付金支払請求書を提出し、政府貸付金の交付を受ける際、別紙様式第21号により政府貸付金借用証書を政策統括官に提出するものとする。

2 政府貸付金の貸付条件等

要綱第6の1の(2)の償還手続は次に掲げるとおりとする。

(1) 政府貸付金の償還は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成7年政令第98号)第5条により、5年以内とするが、資金の余裕が出た場合においては、繰上償還を行うものとする。

(2) 機構は、法令その他の規定に違反して、政府貸付金を他の用途に使用してはならない。

(3) 機構は、政府貸付金の償還を怠った場合は、当該償還すべき額を償還するほか、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき額につき年5パーセントを乗じた金額を国に納付しなければならない。

(4) 機構は、毎年4月末日までに、政策統括官に対して、別紙様式第22号により、資金の運用状況について、報告するものとする。

- (5) 政策統括官が、債権の保全管理上必要があると認めて、貸付金に関する帳簿書類等の提出を要求した場合、機構は、これに応じなければならない。
- (6) 機構が、要綱第3の1の事業を廃止した場合、政府貸付金の総額を政府に対して納付するものとする。

第4 水田農業構造改革対策等との関係

- 1 水田農業構造改革対策実施要綱第5に定める助成措置の助成対象は、第1の2の(6)の抛出現況の報告により、生産者抛出金を抛出していることが確認された者であることに留意するものとする。
- 2 水田農業構造改革対策実施要領第5の5に定めるとおり、稲作構造改革促進交付金の対象面積は、第1の3の(1)により算出された豊作による過剰米数量に対する出来秋区分出荷米穀の数量の割合を算出し、その割合に応じて補正することができることに留意するものとする。

第5 その他

- 1 政策統括官、地方農政局長等は、必要に応じて、機構、全国出荷団体、契約方針作成者の本事業に係る経理内容を調査し、本事業の貸付及び交付申請の基礎となった関係書類、抛出金の抛出現況等の閲覧を求めることができる。
- 2 政策統括官、地方農政局長等は、必要に応じて、機構、全国出荷団体、契約方針作成者に対し、本事業に係る経理内容が明確になるように、所要の指導を行うものとする。
- 3 機構、全国出荷団体及び契約方針作成者は、必要に応じて、都道府県、市町村その他の関係機関に対して、本事業の円滑な実施に関して、米の生産調整の実施状況等の書類及び電磁的記録の閲覧及び提供等の協力を求めるものとする。
- 4 機構、全国出荷団体及び契約方針作成者は、本事業の貸付け及び交付申請の基礎となった証拠書類、貸付け及び交付に関する証拠書類を、それぞれ貸付け又は交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 5 本対策の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、政策統括官が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年産以前の米穀については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年8月8日から施行する。
- 2 平成19年産以前の米穀に係る本要領の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1の規定による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省総合食料局長その他の者がした承認その他の行為（以下「承認等」という。）は、1の規定による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省食料産業局長、生産局長又はその他の者がした承認等とみなし、旧通知の規定により農林水産省総合食料局長その他の者に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により農林水産省食料産業局長、生産局長又はその他の者に対してした申請等とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

この要領は、平成31年3月27日から施行する。

生産者抛出対象面積の控除申請書

地方農政局長 殿
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

住 所
 ○○農業協同組合組合長
 ○○出荷組合組合長
 直接加入者氏名

印

集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知)第1の2の(3)の規定に基づき、集荷円滑化対策に係る生産者抛出の抛出対象面積から、下記の取組を実施する面積を控除したいので申請します。

記

生産者氏名	控除面積 (a)	取組内容	備 考
合 計			

(注) 控除すべき取組内容及び取組面積を証明する書類を添付すること。

生産者拠出金返還申請書

米穀安定供給確保支援機構理事長 宛て

住所
〇〇農業協同組合組合長
〇〇出荷組合組合長
直接加入者氏名

印

集荷円滑化対策に係る生産者拠出金について、集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知）第 1 の 2 の（7）ア（又はイ）の規定に基づき、生産者拠出金の返還を申請します。

記

1 主食用等水稲作付面積・拠出金額

（単位：a、円）

	主食用等水稲作付面積	拠出金額
変更前 A		
変更後 B		
A - B		

- (注) 1 主食用等水稲作付面積について、団体加入の場合は、契約生産者全体の面積数を記入すること。
2 水田機能が喪失した場合は、「変更後 B」欄の「主食用等水稲作付面積」欄は、喪失後の面積を記載する。

2 変更理由

3 返還申請額

円

上記のとおり相違ないことを確認します。

確認年月日 年 月 日
確認番号 第 号

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

氏 名 印

- (注) 1 災害による控除を受ける場合には、水田機能を喪失した面積について、公的機関又は第三者機関が証明する書類を添付すること。
2 水稲種子の控除を受ける場合には、
ア 種子消毒等により主食用等への流通をさせない処理を施した米穀に係る数量を公的機関又は第三者機関が証明する書類
イ 当該控除を受ける契約生産者の生産数量目標及びその面積換算値（生産調整要領別紙 2 の第 1 の規定により補正を行った場合は、同第 2 に規定する補正後の生産数量目標及びその面積換算値）がわかる資料を添付すること。

過剰米対策資金拠出金納付報告書

米穀安定供給確保支援機構理事長 殿

住 所

○○農業協同組合組合長

○○出荷組合組合長

直接加入者氏名

印

過剰米対策資金の造成に必要な生産者拠出金について、集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第1の2の（6）の規定に基づき、下記のとおり拠出しましたので、報告します。

記

委託 生産者数	本年産の主食用等 水稲作付面積	拠出金 単価	拠出金額

- (注) 1 米穀安定供給確保支援機構へ拠出金を振り込んだ旨を証明する書類を添付すること。
2 団体加入の場合は、加入契約者台帳の写しを添付すること。
3 直接加入の場合は、「委託生産者数」欄の記入は不要。

過剰米短期融資貸付申請書

米穀安定供給確保支援機構理事長 殿

住 所
 ○○農業協同組合組合長
 ○○出荷組合組合長
 直接加入者氏名

印

過剰米短期融資事業について、下記のとおり実施するため、集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第1の4の（5）の規定に基づき、貸付金円を借用したいので申請します。

記

保管 倉庫名	委託 者数	種 類	産地銘柄	包 装 量 目	等 級	貸付対象米穀		備 考
						個数(30kg)	玄米 kg	
合 計								
貸付単価 (円/60kg)								
貸 付 金								

上記のとおり相違ないことを確認しました。

確認年月日 年 月 日
 確認番号 第 号

地方農政局長
 北海道農政事務所長
 沖縄総合事務局長

氏 名 印

- (注) 1 団体加入の場合は、加入契約者台帳の写しを添付すること。
 2 直接加入の場合は、「委託者数」欄の記載は不要。
 3 「貸付対象米穀」欄は要領第1の3の（6）により、対象加入契約において定めた単位で記入する。
 4 もみで申請する場合は要領第1の4の（1）の自主確認の結果、要領第1の4の（2）のアに適合した数量（玄米数量）を記入し、備考欄に当該ばらもみの数量及び当該ばらもみから生産される玄米数量の率を記入する。
 5 もみで申請する場合は要領第1の4の（1）の自主確認の結果を証明する書類（別添）を添付すること。

別添
(参考様式)

数量品位認定証明書

認定願者

住所

氏名

1 認定年月日 年 月 日

2 認定内容 (共同乾燥調製施設名)

サイロ No	種類	産地	銘柄	認定したもみ数量	左の玄米換算数量	玄米の相当等級

上記内容について証明する。
年 月 日

登録検査機関名
農産物検査員
氏名

印

過剰米短期融資借受者貸付決定通知書

〇〇農業協同組合組合長
〇〇出荷組合組合長 殿
直接加入者氏名

米穀安定供給確保支援機構理事長 印

先に申請されました過剰米短期融資の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

1 貸付決定番号

2 借受者 住所
氏名

3 貸付対象米穀数量 玄米 kg

4 貸付決定金額 円

5 最終償還期日 年 月 日

様式第6号

年 月 日

米穀安定供給確保支援機構理事長 殿

住 所
〇〇農業協同組合組合長
〇〇出荷組合組合長
直接加入者氏名

印

過剰米短期融資貸付金借用証書の提出について

年 月 日付で支払を受けた過剰米短期融資貸付金の借用証書を別添のとおり提出します。

別添

収入印紙
添付

年 月 日

過剰米短期融資貸付金借用証書

〇〇農業協同組合組合長
〇〇出荷組合組合長
直接加入者氏名

印

- 1 貸付決定日及び貸付決定番号
- 2 過剰米短期融資貸付金 金 円を借用し、金員を受領いたしました。
- 3 過剰米短期融資金業に係る国の通知及び米穀安定供給確保支援機構の規程、別添の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。

(注) 団体加入の場合は、契約生産者毎の貸付金額について記載した加入契約者台帳の写しを添付すること。

過剰米短期融資貸付金借用証書特約条項（様式第6号裏面）

（貸付金の償還）

第1条 過剰米短期融資の貸付けを受けた者（以下「乙」という）は、米穀安定供給確保支援機構（以下「甲」という）が次の各号の一に該当すると認め、償還の請求をした場合には、償還期限にかかわらず、直ちに貸付けの全部を金銭により弁済する。

- (1) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。
- (2) 乙がこの貸付金の借入に際し、又はその借入後借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき仮差押さえ、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- (4) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲の業務規程、業務細則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (7) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（報告）

第2条 乙は、この貸付金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。

3 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。

- (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (2) その他甲が指示する場合

（調査確認）

第3条 乙は、地方農政局職員（北海道にあっては北海道農政事務所職員、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局職員をいう。以下「地方農政局等職員」という。）、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査確認することを承認し、これに必要な便宜を提供する。

2 乙は、地方農政局等職員、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、貸付対象米穀の保管場所に立ち入る等により、これを調査確認することを承認する。

（弁済充当の指定権）

第4条 乙は、甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

（違約金）

第5条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年 12.25%の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る遅延損害金を甲に支払う。

2 乙は、第1条の(2)及び(6)に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から貸付金の償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から償還金の支払の日までの日数に応じ、当該請求に係る貸付金の額につき年 12.25%の割合で計算した違約金を併せて支払うものとする。

（合意管轄）

第6条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき〇〇〇又は東京都を管轄する裁判所を直轄裁判所とすることに合意する。

年 月 日

現物弁済申請書

米穀安定供給確保支援機構理事長 殿

住 所
 ○○農業協同組合組合長
 ○○出荷組合組合長
 直接加入者氏名 印

年 月 日付けで借用した過剰米短期融資貸付金について、貸付対象米穀の引き渡しにより、償還を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

引渡場所	委託者数	種 類	産地銘柄	包 装 量 目	等 級	引き渡しを行う 貸付対象米穀 (現物弁済数量)		備 考
						個数(30kg)	玄米 kg	
合 計								

上記のとおり相違ないことを確認しました。

確認年月日 年 月 日
 確認番号 第 号

地方農政局長
 北海道農政事務所長
 沖縄総合事務局長

氏 名 印

- (注) 1 引渡場所は、機構の指定するものとする。
 2 直接加入の場合は、「委託者数」欄の記載は不要。
 3 団体加入の場合は、契約生産者毎の現物弁済数量がわかる資料を添付。
 4 「引き渡しを行う貸付対象米穀(現物弁済数量)」の個数の欄は、貸付対象米穀の単位が30kg換算個の場合、必ず記載。

様式第8号

現品領収証
(現物弁済用)

年 月 日

発行No. 第 号
住所 殿
氏名

種 類	年 産		引 渡 場 所				備 考
	包装	包装新古	量目	種別	等級	数量(個)	
産地品種銘柄							

検収年月日 年 月 日
上記物品を(上記物品を別紙明細のとおり)領収しました。

米穀安定供給確保支援機構理事長 印

販売計画認定申請書

地方農政局長 殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

住 所
○○農業協同組合組合長
○○出荷組合組合長
直接加入者氏名

印

集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付 15 総食第 828 号総合食料局長通知）第 1 の 5 の（3）の規定に基づき、下記のとおり、国内主食用米等の需給に影響を与えることなく販売することとしたいので、認定されたく申請します。

記

1 販売用途

2 販売数量

保管 倉庫名	委託 者数	種 類	産地銘柄	包 装 量 目	等 級	貸付対象米穀 のうち販売数量		備 考
						個数(30kg)	玄米 kg	
合 計								

- (注) 1 直接加入の場合は、「委託者数」欄の記載は不要。
2 団体加入の場合は、契約生産者毎の販売数量がわかる資料を添付。

3 販売予定期日（未定である場合はおおよその期日）

4 需要者

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 製造工場
 - ①工場名
 - ②所在地

5 備考

過剰米短期融資円滑化事業交付申請書

米穀安定供給確保支援機構理事長 殿

住 所
 ○○農業協同組合組合長
 ○○出荷組合組合長
 直接加入者氏名

印

集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第1の5の（2）の規定に基づき、下記の数量について、過剰米短期融資円滑化事業助成金の交付を申請します。

記

1 保管・販売等状況

保管 倉庫名	委託 者数	種 類	産地銘柄	包 装 量 目	等 級	販売先等	貸付金の償還 (予定) 日	事業対象数量	
								個数 (30kg)	玄米 kg
合 計									

(注) 1 団体加入の場合は、加入契約者台帳の写しを添付すること。
 2 直接加入の場合は、「委託者数」欄の記載は不要。

2 事業の計画（又は実績）

事業対象数量	経費の区分	事業計画（又は実績）		交付申請金額	
		総 額	単 価	総 額	単 価
玄米 kg		円			
計			円/60kg	円	円/60kg

(注) 交付申請金額については、事業計画（又は実績）の総額の2分の1以内とし、かつ交付申請金額の単価については、500円/60kgを上限とする。

上記の記載内容については、本事業の対象となる要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 年 月 日
 確認番号 第 号

地方農政局長
 北海道農政事務所長
 沖縄総合事務局長

氏 名 印

過剰米短期融資円滑化事業助成金交付決定通知書

〇〇農業協同組合組合長
〇〇出荷組合組合長 殿
直接加入者氏名

米穀安定供給確保支援機構理事長 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった過剰米短期融資円滑化事業助成金については、集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第1の5の（5）の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成対象米穀の交付決定数量は、次のとおりとする。

助 成 対 象 数 量	玄米 kg
-------------	-------

- 2 契約方針作成者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定めるもののほか、過剰米短期融資円滑化事業費補助金交付要綱（平成18年4月17日付け17総食第1212号農林水産事務次官依命通知）、集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知）及び集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）に従わなければならない。

- 3 その他の重要な事項

過剰米短期融資円滑化事業実績報告書

米穀安定供給確保支援機構理事長 殿

住 所

〇〇農業協同組合組合長

〇〇出荷組合組合長

直接加入者氏名

印

〇〇 年度過剰米短期融資円滑化事業を下記のとおり実施したので、集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第1の5の（6）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- （注）1 記の記載要領は、様式第10号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

過剰米短期融資円滑化資金取崩申請書

農林水産省政策統括官 殿

米穀安定供給確保支援機構理事長 印

集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第1の5の（8）の規定に基づき、下記の数量について、現物弁済米を国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理するため、過剰米短期融資円滑化資金の取崩しについて申請します。

記

1 過剰米短期融資円滑化資金残高 円

2 取崩申請内容

項目	取崩申請数量	取崩対象経費	取崩申請金額
	玄米 kg	円	円
合計			

3 現物弁済米保有状況

保管 倉庫名	種類	産地銘柄	包装 量目	等級	米穀機構保有 現物弁済米数量	備考
					玄米 kg	
合計						

過剰米短期融資円滑化資金取崩実績報告書

農林水産省政策統括官 殿

米穀安定供給確保支援機構理事長 印

集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第1の5の（9）の規定に基づき、下記の数量について、現物弁済米を国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理するため、過剰米短期融資円滑化資金を使用したのを報告します。

記

1 過剰米短期融資円滑化資金の使用実績

当	初	残	高		円
使	用	実	績		円
使	用	後	残	高	円

2 取崩申請内容

項目	取崩申請数量	取崩対象経費	取崩申請金額
	玄米 kg	円	円
合計			

集荷奨励事業交付申請書

全国出荷団体 殿

住 所
 ○○農業協同組合組合長
 ○○出荷組合組合長 印

集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第1の6の（2）の規定に基づき、下記の数量について、集荷奨励事業助成金の交付を申請します。

記

1 保管・販売等状況

保管 倉庫名	委託 者数	種 類	産地銘柄	包 装 量 目	等 級	販売先等	貸付金の 償還予定日	事業対象数量	
								個数(30kg)	玄米 kg
合 計									

(注) 加入契約者台帳の写しを添付すること。

2 事業計画（又は実績）

事業対象数量	経費の区分	事業計画（又は実績）		交付申請金額	
		総 額	単 価	総 額	単 価
玄米 kg		円			
計			円/60kg	円	円/60kg

(注) 交付申請金額の単価については、1,000円/60kgを上限とする。

上記の記載内容については、本事業の対象となる要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 年 月 日
 確認番号 第 号

地方農政局長
 北海道農政事務所長
 沖縄総合事務局長

氏 名 印

集荷奨励事業助成金交付決定通知書

〇〇農業協同組合組合長 殿
〇〇出荷組合組合長

全国出荷団体の長 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった集荷奨励事業助成金については、集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第1の6の（4）の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成対象米穀の交付決定数量は、次のとおりとする。

助 成 対 象 数 量	kg
-------------	----

2 契約方針作成者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定めるもののほか、集荷奨励事業費補助金交付要綱（平成18年4月17日付け17総食第1213号農林水産事務次官依命通知）、集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知）及び集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）に従わなければならない。

3 その他の重要な事項

集荷奨励事業実績報告書

全国出荷団体 殿

住 所

〇〇農業協同組合組合長

〇〇出荷組合組合長

印

〇〇 年度集荷奨励事業を下記のとおり実施したので、集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 828 号総合食料局長通知）第 1 の 6 の（6）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、様式第 15 号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

〇〇 年度過剰米短期融資資金政府貸付金貸付申請書

農林水産省政策統括官 殿

米穀安定供給確保支援機構理事長 印

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第9条1号に規定する貸付事業を実施するため、集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第3の1に基づき、下記のとおり政府貸付金を借用したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、借用の上は、集荷円滑化対策実施要領第3の2に定める貸付条件に従います。

記

〇〇 年度過剰米短期融資資金政府貸付金借入額 円

参考様式

収支予算関係

勘定 名称	収 入 の 部			支 出 の 部			備 考
	区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	
貸付事業に関する貸付け勘定	国庫借入金	円	円	農業者等貸付金	円	円	
	生産者拠出金			政府償還金			
	貸付金償還金			取扱事務費			
	業務勘定からの繰入額 (又は運用益金)						
	前年度繰越金						
	合 計				合 計		

(注) 貸付勘定が複数の場合は勘定ごとに記載し、勘定名称を適宜付すること。

〇〇 年度過剰米短期融資資金政府貸付金貸付決定通知書

米穀安定供給確保支援機構理事長 殿

農林水産省政策統括官 印

〇〇 年 月 日付で貸付申請のあった〇〇 年度過剰米短期融資資金政府貸付金については、下記のとおり貸し付けることに決定したので通知する。

記

1. 政府貸付金貸付金額 金 円
2. 貸付の条件
 - (1) 集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知）、集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）、その他の法令に従わなければならない。
 - (2) 政府貸付金の国への償還は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第5条の規定に基づき、償還期間5年以内とし、資金の余裕が出た場合には、繰り上げ償還を行うものとする。
 - (3) その他の必要な事項

様式第20号

年 月 日

〇〇 年度過剰米短期融資資金政府貸付金支払請求書

農林水産省政策統括官 殿

米穀安定供給確保支援機構理事長 印

〇〇 年 月 日付け総食第 号をもって貸付決定通知のあった〇〇 年度過剰米短期融資資金政府貸付金については、下記のとおり支払いを請求します。

記

支払請求金額 円

農林水産省政策統括官 殿

米穀安定供給確保支援機構理事長 印

〇〇 年度過剰米短期融資資金政府貸付金借用証書の提出について

〇〇 年 月 日に支払いを受けた〇〇 年度過剰米短期融資資金政府貸付金の借用証書を提出します。

別添

年 月 日

〇〇 年度過剰米短期融資資金政府貸付金借用証書

米穀安定供給確保支援機構理事長 印

- 1 〇〇 年度過剰米短期融資資金政府貸付金 金 円を借用しました。
- 2 関係法令及び集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第3に定める貸付条件を守り、償還期日までに必ず償還することを確約致します。
- 3 償還期限及び償還額は、次のとおりとします。

償還期限	償還金額
年 月 日	円

過剰米短期融資資金政府貸付金借用証書特約条項（様式第 21 号裏面）

（貸付金の償還）

第 1 条 米穀安定供給確保支援機構（以下「乙」という）は、農林水産省政策統括官（以下「甲」という）が次の各号の一に該当すると認め、償還の請求をした場合には、償還期限にかかわらず、直ちに貸付けの全部を金銭により弁済する。

- (1) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。
- (2) 乙がこの貸付金の借入に際し、又はその借入後借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき仮差押さえ、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- (4) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲の通知及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (7) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（報告）

第 2 条 乙は、過剰米短期融資事業が予定の期間内に完了しない場合若しくは当該事業の遂行が困難となった場合、又は当該事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

- 2 乙は、過剰米短期融資事業が完了した場合には、当該事業の成果を甲に報告しなければならない。
- 3 2 の報告に係る成果が貸付の目的及び過剰米短期融資事業の内容に適合していないと認められた場合には、甲の指示に従う。
- 4 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。

（調査確認）

第 3 条 乙は、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査確認することを承認し、これに必要な便宜を提供する。

（弁済充当の指定権）

第 4 条 乙は、甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

（違約金等）

第 5 条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第 1 条の規定により償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年 5% の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る遅延損害金を甲に支払う。

- 2 乙は、第 1 条の (2) 及び (6) に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から貸付金の償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から償還金の支払の日までの日数に応じ、当該請求に係る貸付金の額につき年 5% の割合で計算した違約金を併せて支払うものとする。

（合意管轄）

第 6 条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき東京地方裁判所を直轄裁判所とすることに合意する。

様式第22号

年 月 日

〇〇 年度過剰米対策資金状況報告書

農林水産省政策統括官 殿

米穀安定供給確保支援機構理事長 印

集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号総合食料局長通知）第3の2の（4）の規定に基づき、〇〇年度過剰米対策資金の運用状況について、関係書類を添えて報告します。

別 添

1 ○○ 年度過剰米短期融資資金政府貸付金借入実績

区 分	計 画	実 績	備 考
政府貸付金借入額 a			
他の資金供給額 b=c+d+e+f+g			
前年度繰越額 c			
うち本年度政府への 償還額相当分			
農業者等からの拋出額 d			
農業者等からの償還額 e			
現物弁済された米の販売益の額 f			
運用益の額 g			
政府への償還額 h			
貸付財源 i=(a+b)-h			実施率 % 貸付件数 件
貸付額 j			
次年度繰越額 k=i-j			
うち次年度政府への償還額相当分			

2 ○○ 年度過剰米短期融資資金政府貸付金借入残高

	年度始借入残高	本年度借入額	本年度償還額	年度末借入残高
年度	円	円	円	円
〃				
〃				
〃				

参考資料

1 資金貸付実績

貸付実績				備考
貸付件数	事業費	貸付金額	実施率	
件	千円	千円	%	

2 貸付残高実績

区分	金額	備考
年度始貸付残高	円	
延滞額		
本年度貸付額		
本年度償還件数		
金銭弁済		
現物弁済		
本年度償還額		
金銭弁済による償還額		
現物弁済による販売額		
本年度不納欠損処理額		
年度末貸付残高		

(注) 1 本表は、農業者等に貸付けた過剰米短期融資資金について記入する。

2 本年度始め及び年度末貸付残高中の延滞額は、それぞれの時点において約定償還日を経過しているものの総額である。

3 農業者等貸付金にかかわる違約金実績

延滞違約金	
件数	金額
件	円

4 収支決算関係

決算書等決算収支が明らかとなるもの（様式は貸付申請書の参考様式参照）、その他の関係資料を添付すること。

5 過剰米短期融資資金に係る運用益の繰入状況

運用方法	運用利率	運用期間	預託金額	運用益	資金への繰入額	備考
	%	月日～ 月日	円	円	円	
合 計						